

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第3部門第3区分  
 【発行日】平成25年6月27日(2013.6.27)

【公開番号】特開2011-241346(P2011-241346A)  
 【公開日】平成23年12月1日(2011.12.1)  
 【年通号数】公開・登録公報2011-048  
 【出願番号】特願2010-116774(P2010-116774)  
 【国際特許分類】

C 0 9 J 133/08 (2006.01)  
 C 0 9 J 7/00 (2006.01)  
 C 0 9 J 167/00 (2006.01)  
 C 0 9 J 133/10 (2006.01)  
 C 0 9 J 11/06 (2006.01)

【F I】

C 0 9 J 133/08  
 C 0 9 J 7/00  
 C 0 9 J 167/00  
 C 0 9 J 133/10  
 C 0 9 J 11/06

【手続補正書】

【提出日】平成25年5月13日(2013.5.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

水溶性ポリエステルまたは水分散性ポリエステルを保護コロイドとして、エチレン性不飽和単量体を重合して得られる合成樹脂エマルジョンを含有することを特徴とする水性粘着剤組成物。

【請求項2】

前記エチレン性不飽和単量体が、(メタ)アクリル酸エステルであることを特徴とする請求項1に記載の水性粘着剤組成物。

【請求項3】

前記水溶性ポリエステルまたは水分散性ポリエステルの数平均分子量が3,000~30,000であることを特徴とする請求項1又は2に記載の水性粘着剤組成物。

【請求項4】

前記水溶性ポリエステルまたは水分散性ポリエステルが、水酸基またはカルボキシル基を有することを特徴とする請求項1~3のいずれか一項に記載の水性粘着剤組成物。

【請求項5】

さらに、水酸基またはカルボキシル基と反応可能な官能基を分子中に二つ以上有する架橋剤を含有する請求項1~4のいずれか一項に記載の水性粘着剤組成物。

【請求項6】

前記架橋剤の官能基がイソシアネート基、またはエポキシ基であることを特徴とする請求項5に記載の水性粘着剤組成物。

【請求項7】

前記水溶性ポリエステルまたは水分散性ポリエステルの量が、前記エチレン性不飽和単量

体に対して固形分換算で10質量%～50質量%の範囲であることを特徴とする請求項1～6のいずれか一項に記載の水性粘着剤組成物。

【請求項8】

Foxの式から算出される、前記合成樹脂エマルジョンのガラス転移温度が-60～0である請求項1～7のいずれか一項に記載の水性粘着剤組成物。

【請求項9】

請求項1～8のいずれか一項に記載の水性粘着剤組成物であって、該水性粘着剤組成物を用いて、下記の方法で作製された粘着シートを、23、50%RHにて、2kgローラーを1往復させてSUS304研磨板に貼合し、60、80%RHの恒温槽中において7日間放置した後、JIS Z0237に準じて、貼合した粘着シートの180度剥離強度を測定した際に、剥離後の前記SUS304研磨板の表面に汚染がないことを特徴とする水性粘着剤組成物。

粘着シートの作製方法：離型紙上に、前記水性粘着剤組成物を、乾燥後の厚みが60μmとなるように塗工し、105で3分間乾燥する。次いで、坪量14g/m<sup>2</sup>の不織布の両面に対して、乾燥して得られた離型紙上の粘着剤組成物を圧着して不織布基材粘着シートを得る。この得られた不織布基材粘着シートの粘着面の片面に、25μmPETフィルムを貼り合せ、60で3日間養生して粘着シートを得る。

【請求項10】

前記保護コロイドが水分散性ポリエステルである、請求項1～9のいずれか一項に記載の水性粘着剤組成物。

【請求項11】

前記水溶性ポリエステルまたは水分散性ポリエステルが、多塩基酸とポリオールとを重合した重合体を中和して得られるものである、請求項1～10のいずれか一項に記載の水性粘着剤組成物。

【請求項12】

前記エチレン性不飽和単量体が、メチル(メタ)アクリレート、n-ブチル(メタ)アクリレート、2-エチルヘキシル(メタ)アクリレートおよびヒドロキシエチル(メタ)アクリレートからなる群より選ばれる1種以上である、請求項1～11のいずれか一項に記載の水性粘着剤組成物。

【請求項13】

前記架橋剤の官能基がエポキシ基であることを特徴とする請求項5又は6に記載の水性粘着剤組成物。

【請求項14】

請求項1～13のいずれか一項に記載の水性粘着剤組成物を用いて得られる粘着シート。

【請求項15】

23、50%RHにて、2kgローラーを1往復させてSUS304研磨板に貼合し、60、80%RHの恒温槽中で7日間放置した後、JIS Z0237に準じて、180度剥離強度を測定した際に、剥離後の前記SUS304研磨板の表面に汚染がないことを特徴とする請求項14に記載の粘着シート。